

福祉常任委員会資料

令和5年9月12日

(2023年)

福祉保健部福祉課

第5期城陽市地域福祉計画(骨子案)について

上記の件について、別紙「第5期城陽市地域福祉計画(骨子案)」のとおり報告します。

第5期城陽市地域福祉計画
(骨子案)

令和5年(2023年)9月

城 陽 市

目 次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 地域福祉の現状と課題

- 1 第4期計画の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 地域福祉に関する市民ニーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 国・府における動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 地域福祉の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 基本的な目標と理念

- 1 基本目標と理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

○本計画は社会福祉法第107条の規定に基づき、本市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるため策定するものです。

○本市では、平成30年(2018年)に「城陽市地域福祉計画～みんなで築く福祉のまちづくり～」(以下「第4期計画」という。)を策定し、見守りや支援が必要な市民を地域で支えるための福祉のまちづくり施策に取り組んできたところです。

○この間、国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくためのこども基本法の成立やこども家庭庁の設置、障がい者や難病患者などが安心して暮らし続けることができる地域共生社会をめざした障害者総合支援法の改正、地域包括ケアシステムの強化をめざした介護保険制度の改正、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により表面化した支援ニーズの多様化などの新たな課題に対応するための生活困窮者自立支援制度の見直しなど、さまざまな福祉政策の見直しによる新たな社会保障制度の構築が進められてきました。

○また、これまでの制度や分野ごとの「縦割り」の考え方や、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

○これらの動向に対応するとともに、第4期計画に掲げた目標を一層推進し、引き続き市民が地域でお互いに人権を尊重しながら支え合うしくみを整え、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域福祉のまちづくりをめざすため、計画を見直し、新たな「第5期城陽市地域福祉計画」を策定するものです。

○本計画の基本目標の考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、本計画の取組は、SDGsの達成に向けた施策としての意義も持ち合わせています。

2 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、地域福祉の推進に関する事項を総合的に推進するため、本計画を福祉の各分野における共通的な事項を横断的に定める上位計画とするとともに、行政はもとより、市民をはじめ社会福祉協議会や社会福祉事業者、関係団体、民間企業の共通の指針と位置づけています。

市民一人ひとりが支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現をめざし、相互に支える、支えられるという関係ができることにより、地域福祉の課題が解決されるよう策定するものです。

(2) 計画策定体制

本計画の策定については、幅広い関係者の参画による計画策定体制とするため、学識経験者、社会福祉協議会や民生児童委員協議会などの地域福祉関係者、高齢者クラブなどの生きがい・社会参加に関する団体、地元医師会などの保健医療関係者、産業界などの関係者、公募市民などからなる「城陽市地域福祉推進会議」により計画内容の協議を行います。

なお、「城陽市地域福祉推進会議」における協議にあたり、福祉保健部長を委員長とし、庁内関係部局の次長級を委員とする「城陽市地域福祉推進委員会」により計画内容の検討を行います。

また、本計画に市民の声を反映させるため、城陽市地域福祉計画策定に関するアンケート調査（市民アンケート調査）を実施するとともに、福祉関係団体の意見聴取を行い、策定期間中、ホームページなどを活用してパブリック・コメントを実施し、市民の意見の反映に努めます。

(3) 計画期間

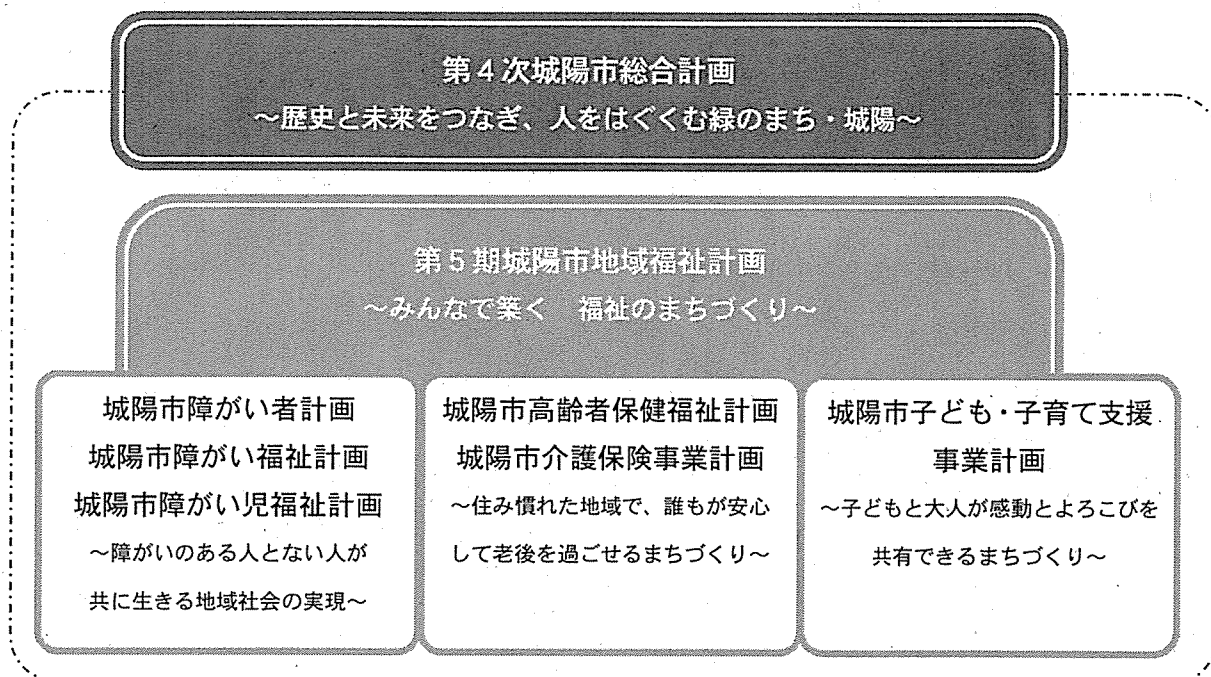
本計画は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 6 箇年計画とします。

図 本計画及び上位計画の対象期間

平成 30 年度 (2018 年度)	令和 元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
第 4 次城陽市総合計画						第 5 次城陽市総合計画						
第 4 期城陽市地域福祉計画						第 5 期城陽市地域福祉計画						次期 計画

(4) 関連計画との整合

本計画は、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備などについて定めた「城陽市子ども・子育て支援事業計画」、高齢者のための保健福祉事業と介護保険について定めた「城陽市高齢者保健福祉計画・城陽市介護保険事業計画」、障がい者のための施策をまとめた「城陽市障がい者計画・城陽市障がい福祉計画・城陽市障がい児福祉計画」の上位計画として、福祉の各分野における共通的な事項を横断的に定めることにより、互いに連携し、一体的な施策の推進を図るものです。



第2章 地域福祉の現状と課題

1 第4期計画の進捗状況

(1) みんなが参加する福祉コミュニティづくり

○高齢者や介護者の在宅介護に関する相談を実施する地域包括支援センターの総合相談事業の利用促進を図り、虐待の未然防止に努めました。

○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、福祉教育の場面においても一部の取組では中止や延期を余儀なくされましたが、オンラインや映像での講座開催や人数制限のもと実施するなど、啓発の取組が途切れないよう努めました。

(2) みんなが輝くまちづくり

○地域子育て支援センターでは、講座や子育て相談を実施するとともに、多世代交流事業を実施し、子育て支援や地域の多世代の交流を推進しました。

○交流の機会や学びの機会においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一部の取組では中止や延期を余儀なくされましたが、人数制限や感染対策を行いながら、各種取組を実施しました。

(3) 快適で安全なまちづくり

○青谷方面乗合タクシーの運行を開始し、城陽さんさんバスの運行と併せて地域公共交通の充実を図りました。

○鉄道駅のバリアフリー化や駅周辺の環境整備について、近鉄寺田駅のバリアフリー化工事並びにJR山城青谷駅の自由通路整備工事及び駅舎橋上化工事が完了し、誰もが利用しやすい公共交通環境の整備を推進しました。

○また、災害発生時に避難するための支援を要する高齢者・障がい者などを把握するための避難行動要支援者名簿を更新するとともに、個別避難計画の作成を進めました。

(4) 多様な福祉サービスがあるまちづくり

○子ども家庭総合支援拠点を設置し、産後ケア事業を開始するなど、子育て支援サービスの充実や、新たな民間保育所の開設などにより、市民ニーズに対応した保育サ

ービスの充実を図りました。

○また、高齢者の予防・健康づくりを推進し健康寿命を延伸するため、高齢者の心身の多様な課題に対応した支援を行う、保健事業と介護予防を一体的に推進する新たな事業を実施しました。

○さらには、新たに特定施設入居者生活介護の開設、グループホームやサービス付き高齢者向け住宅を増床するなど、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、サービスの充実を図りました。

(5) 総合的な地域ケアシステムの構築

○くらしと仕事の相談窓口、家庭児童相談室、自殺予防のためのグリーンコール・トワイライトコールなどにおいて、近年相談数が増えている中、さまざまな問題や状況に応じた相談支援を行いました。

○また、生活にお困りの人に対して、家計を管理する力を育て生活の再生をめざすため、生活に必要な情報の提供や、家計改善に向けた助言などを行う、専門家による家計改善事業を開始しました。

○さらには、認知症総合対策の取組として、認知症の人が日常生活で損害を与えた場合に備えるための事業を開始し、認知症の人や家族への支援体制を充実しました。

2 地域福祉に関する市民ニーズ

「城陽市地域福祉計画」の見直しを行うにあたって、市民アンケート調査を実施し、地域福祉に関する市民ニーズの把握に努めました。

(1) 調査の概要

調査対象	市内在住の18歳以上の市民
対象者数	2,000人（無作為抽出）
調査期間	配布開始：令和4年11月25日（金） 回収終了：令和4年12月16日（金）
有効回収数	890件
有効回収率	44.5%
調査方法	郵送配布・郵送回収

(2) 調査結果の概要

① 基本的事項

回答者の年齢については、「70歳以上」が最も多く半数近くとなっています。

家族構成については、「2世代の同居世帯（親と未婚の子の世帯）」や「夫婦のみの世帯」が多くなっています。

子ども、高齢者、介護・介助の必要な家族の有無については、「75歳以上の方」や「65歳以上75歳未満の方」が多くなっています。一方、「いずれもない」も多くなっています。

② 地域とのかかわりについて

近所付き合いの程度については、「顔を合わせばあいさつをする程度」が最も多く、「付き合いをしていない」はわずかにとどまっています。

参加している地域活動については、「自治会活動」への参加が最も多くなっています。一方、「参加していない」も次いで多くなっており、参加していない理由については、「学校や仕事で忙しい」が最も多くなっています。

地域の行事や活動の活発化に必要なことについては、「住民同士が困ったときに、今以上に支え合える関係をつくる」や「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が多くなっています。

③ 地域の福祉について

福祉に対する関心については、「非常に関心がある」と「どちらかといえば関心がある」

を合わせた『関心がある』が約7割となっています。また、関心のある福祉の分野については「高齢者に関する福祉」が最も多く、約8割となっています。

福祉に関わる地域の課題については、「一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に関すること」が最も多く、約5割となっています。

各福祉活動主体の認知については、自治会が最も高くなっており、「活動内容を知っている」が約7割となっています。

福祉サービスの情報源については「広報じょうよう」が最も多く、約7割となっています。また、福祉サービスに関する情報は得られているかについては、「十分得ることができる」と「だいたい得ることができる」を合わせた『得ることができる』が約4割、「あまり得ることができない」と「ほとんど得ることができない」を合わせた『得ることができない』が約5割となっています。

地域の福祉サービスは充実しているかについては、「なんともいえない」が約6割となっています。

④悩みや困りごとについて

現在の生活上の困りごとについては、「老後の生活や介護に関すること」が最も多く、約5割となっています。次いで「自分や家族の健康や病気のこと」となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大より前の生活上の困りごとについては、「自分や家族の健康や病気のこと」や「老後の生活や介護に関すること」が多くなっています。

悩みや不安の相談先については、「家族」が最も多く、約8割となっています。

また、仕事や生活に困っている方に対して必要な支援については、「自立に向けた相談の充実」が最も多く、約5割となっています。

⑤地域での支え合いについて

手助けできることについては、「病気など緊急時に医者を呼ぶなどの手助け」が最も多く、約7割となっています。次いで、「話し相手や、相談事の相手」が多く、約6割となっています。また、「玄関前の掃除や植木の水やり、ごみ出しなど」、「買い物の代行や簡単な用事（手紙の投函、荷物の受け取りなど）」も多く、約5割となっています。

一方、手助けしてほしいことについては、「病気など緊急時に医者を呼ぶなどの手助け」が最も多く、約5割となっています。

災害時の対策については、「災害時の情報をすみやかに伝達できるよう情報伝達システムを充実させる」が最も多く、約6割となっています。次いで、「日頃から隣近所が声をかけ合い、支え合うようにする」が多く、約5割となっています。

⑥ボランティア活動について

「参加している」に比べて、「参加していないが機会があれば参加したい」と「参加していない」を合わせた『参加なし』が多く、約9割となっています。参加していない理由については、「時間の余裕がない」や「健康に自信がない」が多くなっています。

一方、「参加していないが機会があれば参加したい」を選んだ方がボランティア活動に参加したい頻度については、「行事などがあるとき、不定期に」が最も多く、約5割となっています。

⑦社会全体や城陽市の福祉について

ノーマライゼーションへの理解については、「かなり進んでいる」と「ある程度進んでいる」を合わせた『進んでいる』に比べて、「あまり進んでいない」と「まったく進んでいない」を合わせた『進んでいない』が多くなっています。

障がいのある方と共生するために必要なことについては、「職場や学校において障がいのある方のための適切な設備や環境を整える」や「障がいのある方への理解を深める教育・講習などを行う」が多くなっています。

今後の福祉のあり方については、「福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みをつくるべき」が最も多く、約6割となっています。また、互いに安心して暮らすために大切なことについては、「福祉に関して気軽に相談できる窓口をつくること」や「高齢者も在宅生活が続けられるサービスを充実させること」が多くなっています。

3 国・府における動き

(1) 国

○平成 12 年（2000 年）に社会福祉法が改正され、地域福祉の推進は社会福祉を増進するための重要な柱の一つとして位置づけられました。この中で、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」（地域住民など）であり、地域住民などは「相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされています。

○また、平成 29 年（2017 年）に改正された社会福祉法の中では、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民などは、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱えるさまざまな分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携などによりその解決を図るよう特に留意するものとされています。

○そして、地域福祉を推進するための方策として、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定が求められています。

○さらに、令和 2 年（2020 年）には、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、市町村においてその実施が求められています。

(2) 京都府

○国の動きを受けて京都府においては、平成 31 年（2019 年）3 月に改定した「第 3 次京都府地域福祉支援計画」を令和 6 年（2024 年）3 月に新たに改定し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活困窮やヤングケアラーといった新たな課題にも対応すべく、地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進や地域で支え合うための人材育成、災害時にも強い地域福祉などに取り組むとされています。

4 地域福祉の課題

(1) みんなが参加する福祉コミュニティづくり

○すべての人々が障がいの有無や性別、年齢、国籍などに関係なく、等しく生きる権利を持ち、個性や違いを認め合いながら、インクルーシブな地域社会に参加できるように、地域のなかでの人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い助け合う地域社会づくりが望まれています。

○このため、地域住民による活動に光をあて、これを支援し、これまでの行政の福祉制度によるサービスと組み合わせることで、各地域の課題や特色に応じた独自の福祉活動を展開し、地域での豊かで安心な暮らしへとつなげることが必要です。

○また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供や、関係機関・事業者との連携を強化し、地域ぐるみのネットワークを構成することにより、虐待防止などの一層の充実を図っていく必要があります。

○さらに、地域福祉に関する市民の関心を高め、一人ひとりの市民が互いに支え合う地域社会をめざしながら市民と行政、社会福祉協議会などが互いに地域社会を築く構成員として理解・協力し合い、お互いの優れたところを活かしながら協働することで、より大きな力を生み出せる福祉のコミュニティづくりを進めていく必要があります。

○一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域福祉活動においても、従来のように集い、ふれあう支援のありかたに変容をせまり、つながりの希薄化、差別、社会的孤立、経済的困窮などの問題をさらに進行させました。どのような状況においてもつながりを断ち切らせず支え合う共生のまちづくりを進める必要があります。

(2) みんなが輝くまちづくり

○障がいがあったり、支援や介護が必要な状態であっても、市民の誰もが自己選択により、生涯を通じて自己実現を果たすことができるまちづくりが望まれています。

○このため、世代を超えてふれあい、交流できる日常的機会の提供やイベントの開催などによる多様な機会の創出、多彩な学習・教育の活動機会の提供、文化芸術・スポーツ・レクリエーションの場の確保、さらに高齢者や障がい者の雇用の促進を図

る必要があります。

(3) 快適で安全なまちづくり

○環境、交通、住宅など生活に深く関わる分野全般にわたって、行政サービスの整備や強化だけではなく、地域社会のつながりや顔の見える関係性の大切さを見つめ直す必要があります。

○頻発する自然災害に対応するためには、防災や日頃からの住民相互の支え合いを改めて重視し、暮らしと生命を守るために、多様な地域の課題を地域が主体となって解決する地域福祉のまちづくりの推進が一層、求められています。

○新たな感染症の感染拡大時においても安心して暮らすためには、地域共同体などの集団において少数意見を持つ人がいる場合に、多数意見に合わせるよう暗黙のうちに強制する同調圧力や、感染症罹患への偏見をなくす必要があります。

○このため、行政をはじめ、環境、交通、住宅などの関係者、市民の協働のもとに、ユニバーサルデザインに基づいた交通環境や住環境及び公共的空間の整備、防災と防犯における安心安全のまちづくりの推進、市民と行政、関係機関などが連携した見守りと安心のネットワークの強化を進める必要があります。

(4) 多様な福祉サービスがあるまちづくり

○地域生活において何らかの支援が必要になった場合に、自分の意思に基づいて適切なサービスを選択・利用できるよう、多様な福祉サービスのあるまちづくりが望まれています。

○このため、利用者のニーズに応じたサービスを提供できる事業者の確保・育成、福祉に携わる人材の育成、相談支援体制の充実、サービスの質の向上などを図る必要があります。

○また、校区ごとの福祉活動を支援する必要があります。このような多様な福祉サービスの担い手は、地域住民自身でもあり、住民や活動団体の育成が求められています。

○さらに、これまでの制度や分野ごとの「縦割り」の考え方や、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、

地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

(5) 地域で共に支え、助け合う社会づくり

○地域生活の上で何らかの支援が必要になった場合でも、適切なサービスを利用して、安心して暮らせるまちづくりのため、あらゆる社会資源を活用し、迅速かつ的確に対応できる社会をつくる必要があります。

○このため、保健福祉関連施設の計画的な整備を進めるとともに、地域包括ケアの推進など、相談や情報提供から適切なサービス利用まで円滑に提供できる保健・医療・福祉の連携体制の強化を図る必要があります。

○また、判断に支援を必要とする人が今後増加すると予測されるのに伴い、あらゆる市民が、必要な支援を適切に受けられる権利擁護の充実や人材の育成が求められています。新型コロナウイルス感染症拡大により深刻化した、生活困窮者の自立に向けた相談・支援、自殺を防ぐ相談や孤立を防ぐ居場所づくりにおいても充実を図る必要があります。

○さらに、地域生活上何らかの支援を必要とする高齢者や子育て家庭、障がい者などの見守りにおいては、市民も含めたさまざまな主体による多角的な見守り活動を推進する必要があります。

○加えて、さまざまな分野にまたがる複合的な課題を抱える人や、既存の福祉サービスでは対象とならない課題を抱えている人など、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応し、あらゆる人が活躍できる社会を実現するため、分野や世代を問わない相談支援体制や住民の顔の見える関係にもとづく交流や支え合いの地域づくりを行い、社会参加へとつなげる包括的な支援体制を整備することが求められています。さまざまな課題を抱える人を適切な支援に結びつけ、重層的に対応できるよう、市内の連携を強化する必要があります。

○近年、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーといわれる子どもは、本来なら享受できたはずの子どもとしての時間と引き換えに家事や家族の世話をしていることがあります。ヤングケアラーが

「自分は一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と思えるよう、支援体制を整備する必要があります。

第3章 基本的な目標と理念

1 基本目標と理念

本計画は、「城陽市総合計画」が掲げる将来像の実現に資することを前提としつつ、社会保障制度の改革や地域福祉の重要性の高まりをふまえ、少子高齢化と人口減少の時代における地域福祉をめぐる諸課題に的確に対応していくため、以下の目標と理念を掲げます。

<基本目標>

みんなで築く 福祉のまちづくり

<基本理念>

○ 互いに尊重し合い、支え合うまちづくり

すべての人々が障がいの有無、性別、年齢、国籍などに関係なく、いきいきとインクルーシブな地域社会で暮らせるよう、共に尊重し合い、支え合うまちをめざします。

そして、一人ひとりが幸福追求へ向けて努力できるよう、就労や学習、交流の機会を持てる生きがい豊かなまちをめざします。

○ みんなが参画し、協働するまちづくり

一人ひとりが地域福祉の担い手としての意識を持ち、福祉に関する学習を広めるとともに、見守り・支え合い、ボランティア活動など自分にできる地域福祉活動に参画するまちをめざします。

そして、市民やサービス提供事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政などが協働し、地域の福祉力の向上をめざします。

○ 誰もが安心できるまちづくり

非常時であっても、誰もが安心して暮らせる環境整備を進めるとともに、困ったときの相談や情報提供から適切なサービス利用まで円滑に提供できるまちをめざします。

そして、保健・福祉・医療の連携のもとに、各種福祉サービスの充実、サービス提供事業者や人材の確保・育成によって、利用者本位の支援を適切に提供できるまちをめざします。

2 施策体系

1 みんなが参加する 福祉コミュニティ づくり

(1) 権利擁護の推進

- 人権尊重の推進
- 人権相談の推進
- 権利擁護の充実
- 男女共同参画の推進
- 子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止
- 障がい者差別解消の推進

(2) 地域福祉の意識の向上

- 教育機関における福祉教育の推進
- 地域における福祉学習の推進
- 企業等との福祉活動の協働
- 市民に対する広報活動の推進

(3) 校区ごとのネットワークの推進

- 校区ごとの福祉活動の充実支援
- 校区社協の基盤強化支援
- 地域福祉リーダー等の育成

(4) ボランティア及び市民活動の支援

- ボランティア講座の開催
- ボランティア情報の提供
- ボランティアセンター機能の充実支援
- ボランティア連絡協議会等への支援
- ボランティア基金の活用
- 民生委員・児童委員活動への支援
- 当事者団体への支援

2 みんなが輝くまちづくり

(1) 交流豊かな地域づくり

- 福祉ふれあいまつり等への支援
- 世代間交流の推進
- 障がいのある人もない人も参加できる交流機会の提供
- 社会福祉施設の地域開放の促進
- 生きがいづくりとしての就労支援
- 高齢者や障がい者の雇用促進

(2) 生涯学習の促進

- 生涯学習情報の提供
- 生涯学習機会の提供
- 子育てに関する学習機会の提供
- 障がい児・者の生涯学習機会の提供
- 高齢者の生涯学習機会の提供
- 生涯学習施設のバリアフリー化

(3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動への支援

- 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の支援
- 指導者の育成
- 文化芸術・スポーツ・レクリエーション施設の整備

3 快適で安全なまちづくり

(1) 福祉のまちづくり

- 住みよい福祉のまちづくりの推進
- 福祉のまちづくりに関する理解の促進
- 公共施設の点検、改修の推進
- 公共施設、公益施設等における人的介助の普及と推進

(2) 交通環境の整備

- 鉄道駅等及び駅周辺環境の整備
- 移動・交通手段の確保
- 道路の安全性、快適性の確保

(3) 住環境の整備

- 高齢者、障がい者向け住宅改修の促進
- グループホーム等の整備促進
- 高齢者、障がい者向けの多様な住まいの確保促進

(4) 防災・防犯等の体制の整備

- 防災知識の普及
- 災害時の支援体制の構築
- 防犯知識の普及
- 消費生活の保護や相談の推進
- 子どもや高齢者、障がい者に配慮した防犯対策等の推進

4 多様な福祉サービス があるまちづくり

(1) サービス提供事業者の確保・育成

- 保育サービスの推進
- 障がい児・者へのサービス提供事業者の確保・育成
- 介護保険サービス事業者の確保・育成
- 地域密着型サービスの充実
- 高齢者生活支援サービス事業の推進

(2) 人材の育成及びサービスの質の向上

- 福祉人材の育成
- 福祉人材の確保
- 介護職員の資質の向上
- 介護相談員の派遣

(3) 共助による福祉サービスの充実

- ファミリー・サポート・センターの推進
- 住民参加型相互援助サービス事業の支援
- 社会福祉を目的とする多様なサービスの推進
- 地域生活課題の解決に関する支援体制の整備

5 地域で共に支え、
助け合う社会
づくり

(1) 保健福祉関連施設の計画的な整備と社会資源の活用

- 保育所の施設整備及び効率的運営
- 障がい児・者福祉施設の整備
- 高齢者福祉施設の整備
- 老人福祉センターの改修整備
- コミュニティセンターの運営
- 福祉センターの利用促進
- 校区社協の拠点づくり支援

(2) 相談・情報提供体制の構築

- 地域子育て支援センター事業の推進
- 市役所等での相談業務の推進
- 地域包括支援センターでの相談業務の推進
- 障がい児・者相談支援事業の推進
- 地域での相談体制の確保
- 情報収集・情報提供の推進
- 生活困窮者自立支援の推進
- 自殺対策の推進

(3) 総合的なケア体制の充実

- ケアマネジメントによる障がい者支援の推進
- 障がい児・者の相談支援ネットワークの推進
- 保健・医療・福祉の連絡調整の推進
- サービス事業者の連携
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援
- 地域包括ケアの推進

(4) 権利擁護

- 日常生活自立支援事業の支援
- 成年後見制度の周知と利用支援

(5) 見守りセーフティネットの充実

- 児童虐待の防止と保護体制の充実
- 高齢者、障がい者虐待防止ネットワーク活動の推進
- 学校安全対策の推進
- 地域における見守り体制の強化